

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和2年度実施政策)

(総務省R2-⑬)

政策(※1)名	政策13:電波利用料財源による電波監視等の実施			担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室 等	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課電波利用料企画室長 根本 朋生				
政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を推進すること」を実現する。				分野【政策体系上の位置付け】	情報通信(ICT政策)					
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]:電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を推進する。 [中間アウトカム]:近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。					政策評価実施予定時期	令和5年8月				
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) ^(※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
	施策手段		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	電波監視の確実な実施	1	重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合 <アウトプット指標>	84.8% (391件/461件)	元年度	85% (重要無線通信妨害の申告のうち3日以内に解決した件数/重要無線通信妨害の申告件数)	4年度	85%	85%	85%	電波利用分野が拡大する中で、電波の適正利用や電波利用環境維持が必要であるという現状を踏まえ、電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる航空・海上無線、消防無線、携帯電話など重要無線通信への妨害に確実に確保かつ早期に対応することは電波監視業務において根幹であるため、重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合を指標として設定。 【参考】 重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合(重要無線通信妨害の申告のうち3日以内に解決した件数/重要無線通信妨害の申告件数) ・令和元年度 84.8%(391件/461件) ・平成30年度 80.6%(332件/412件) ・平成29年度 82.6%(431件/522件)
	総合無線局監視システムの安定的な運用	②	総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く) <アウトカム指標>	99.98%	元年度	無線局数の増加に影響されことなく99.9%以上確保(各機能ごとの年間のシステム稼働時間の平均)	4年度	無線局数の増加に影響されことなく99.9%以上確保			無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監視システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。 【参考】 総合無線局監視システムの稼働率(計画停止を除く) 令和元年度実績 99.98% 平成30年度実績 99.99% 平成29年度実績 99.99%
	電波が人体等に与える影響を解明するための調査を実施	3	電波の人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	7.4	元年度	7.5	4年度	7.5	7.5	7.5	電波の利用形態の多様化が進む中、電波が人体等に与える影響を科学的に解明する必要があるという現状を踏まえ、研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 令和元年度実績 7.4 平成30年度実績 7.6 平成29年度実績 7.3
	電波の適正利用に関する理解度向上のための周知活動を実施	4	「電波教室」参加者アンケートにおいて、電波の適正利用について理解したという回答の割合	66%	元年度	70%	4年度	70%	70%	70%	電波の適正利用について理解度を客観的に評価するため、「電波教室」の参加者アンケートの質問項目「電波を正しく利用することの大切さがわかりましたか。」において、「よくわかった」と回答した割合を指標として設定。 【参考】 令和元年度実績 66% 平成30年度実績 68% 平成29年 71%

電波有効利用技術の研究開発、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	電波資源拡大のための研究開発を実施	⑤	電波資源拡大のための研究開発における、外部専門家による評価点数の平均 <アウトプット指標>	課題設定型: 3.7 課題提案型: 19.7	元年度	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 21.0以上 (最大30.0)	4年度	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 21.0以上	通信量増大に伴う周波数需要の拡大に対応するため、電波を有効に利用する技術について研究開発を行うとともに、その技術の早期導入を図る必要がある。このような現状を踏まえ、当該研究開発等の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。 【参考】 平成30年度実績 課題設定型3.8 課題提案型 20.2 平成29年度実績 課題設定型3.7 課題提案型 21.1 平成28年度実績 課題設定型4.1 課題提案型 21.1
	携帯電話の利用環境の整備を支援	6	道路メッシュカバー率(道路を含むメッシュ※のうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合) ※:平成27年度国勢調査に関する地域メッシュ統計のうち2分の1地域メッシュ(約500m四方)	84.1%	元年度	88% (令和6年度までに90%)	4年度	86%	87%	88%	携帯電話が国民に広く普及している中、地理的条件や事業採算上の問題等により携帯電話を利用することが困難な地域が存在しており、昨今は、緊急時等における道路等の非居住エリアでの携帯電話利用ニーズが高まっていることから、当該エリアについて補助事業を実施することとしている。このため道路を含むメッシュのうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合を指標として設定した。 【参考】 平成30年度実績 83.7%
	高度無線ネットワークを支える光ファイバ網の整備を推進	7	光ファイバ未整備世帯(利用不可能世帯)の減少 <アウトカム指標>	約66万世帯	平成30年度	約18万世帯	3年度	約37万世帯	約18万世帯	—	本事業は、特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保することを目的として、効率的な無線通信を利用することが困難な地域において、当該無線通信の用に供する無線局の開設に必要な光ファイバの整備を支援するものである。光ファイバの整備に関しては、令和2年7月3日に改訂された「ICTインフラ地域展開マスタープラン2.0」において2021年度末までに未整備世帯数を約18万世帯に減少させることが目標とされたことから、指標として設定。なお、光ファイバ未整備世帯18万世帯の設定根拠は、平成30年度総務省調査により算出された社会的便益が整備コストを下回る地域数を基に、当該地域数を世帯数に換算したもの(推計値)。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <small>(※3)</small>			関連する 指標 <small>(※4)</small>	達成手段の概要等	令和2年度行政事業 レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
(1)	電波の監視等に必要経費(平成5年度)	8,171百万円 (7,411百万円)	9,497百万円 (8,177百万円)	9,883百万円	1	<p>航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設を整備するとともに、不法無線局の取締りを行う。 また、重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知・啓発活動を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・重要無線通信妨害の措置率:100%(令和2年度) ・重要無線通信妨害事案を免許人申告受付から3日以内に解決した割合:85%</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・遠隔方位測定設備の稼働時間:198万時間(令和元年度) ・無線通信の混信・妨害申告件数(重要無線通信妨害申告件数を含む):1,886件(令和元年度) ・不法無線局への措置件数:1,251件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設の整備、不法無線局の取締り等を行うことは、国民生活や社会活動の安心・安全に大きく関わる重要無線通信への妨害を防止することになり、良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0121
(2)	総合無線局監視システムの構築と運用(平成5年度)	9,399百万円 (9,252百万円)	7,449百万円 (6,867百万円)	9,632百万円	2	<p>平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監視システムを構築・更改するとともに、同システムの安定した運用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30～60万件)を迅速かつ効率的に実施。 また、国民(電波の利用者)に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・年間のシステム稼働率:99%以上(令和元年度) ・年間の電波利用HPへのアクセス件数:170万件以上(令和元年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・総合無線局監視システムによる無線局免許申請等処理件数(年間):44万件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合無線局監視システムの安定した運用と定期的なシステム更改により、年々増加する無線局の免許申請等(年間約30～60万件)の無線局の許認可に係る業務を迅速かつ効率的に実施するとともに、電波利用料徴収に係る業務、無線局検査に係る業務、周波数管理に係る業務、伝搬障害防止区域指定、技術計算、無線局統計等の一連の処理とあわせて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を総務省電波利用ホームページを介して提供し、もって国民(電波の利用者)の利便性の向上及び良好な電波環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	0122
(3)	総合無線局監視システムの制度改正等対応(平成5年度)	1,111百万円 (1,110百万円)	4,384百万円 (3,955百万円)	2,051百万円	2	<p>総合無線局監視システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等(年間約30～60万件)を迅速かつ効率的に実施。また、国民(電波の利用者)に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供している。 本事業は、無線局監理事務に係る制度改正等に伴うシステム改修等を行うものである。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 個人からの申請における無線局の免許/再免許等の電子申請率:個人50%以上(平成29年度～令和元年度平均)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・開発したプログラム等の不具合発生件数(重度な不具合):0件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 総合無線局監視システムについて電波法の制度改正等にあわせた改修を行うことにより、制度改正に対応した手続き等を電子的に処理を行う環境を整備し、電子申請の促進、関連業務の効率化などを図り、もって国民(電波の利用者)の利便性の向上及び良好な電波環境の整備・維持に寄与する。</p>	0123

<p>(4)</p>	<p>電波の安全性に関する調査及び評価技術(平成9年度)</p>	<p>959百万円 (891百万円)</p>	<p>1,370百万円 (1,288百万円)</p>	<p>1,473百万円</p>	<p>3</p> <p>世界保健機関(WHO)は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的な研究プロジェクトを1996年(平成8年)に発足させ、リスク評価の公表に向けた検討が進められている。 本施策は、電波防護指針の妥当性の検証及び電波の医療機器への影響を防止するための指針の策定など、これまで多方面に渡って寄与しているが、今後はこのような国際的な状況も踏まえ、安心・安全な電波利用環境を確保するため、(1)電波が人体に与える影響に関する研究、(2)電波が医療機器に与える影響の調査、(3)電波の安全性に関する諸外国との連携・調査・情報交換を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・調査結果を活用した、電波防護指針等の見直しや妥当性の確認等の件数及び有益と思われる情報の公開数:3件</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・電波が人体等に与える影響についての学会や国際機関等における論文掲載数及び発表数:110件(令和元年度) ・外部専門家による評価において、当初の見込み通りかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合:92.3%(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波による人体への影響等に関する調査研究を実施し、その調査結果を踏まえて人体防護に関する指針(電波防護指針)等の見直しや妥当性確認等を行うことにより、指針等を妥当なものとし、同指針を守ることを通じて安全・安心に電波を利用することができるようになるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	<p>0124</p>
<p>(5)</p>	<p>無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)(平成17年度)</p>	<p>1,637百万円 (856百万円)</p>	<p>3,793百万円 (2,836百万円)</p>	<p>3,624百万円</p>	<p>6</p> <p>地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)、伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合や、無線通信事業者が高度化施設(5G等の無線設備等)や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、当該施設の整備費用について、国が一部を補助するもの(補助率:事業への参画携帯電話事業者が1者の場合 1/2、事業への参画携帯電話事業者が複数者の場合 2/3 等)。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・道路メッシュカバー率:90%(令和6年度) ・本事業により整備された海底光ファイバを用いて提供される、無線通信事業者への携帯電話基地局向け広域イーサネットサービスの利用事業者数:6事業者(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業が完了した件数(基地局):20件(令和元年度) ・補助事業が完了した件数(伝送路運用):2件(令和元年度) ・補助事業が完了した件数(伝送路設置)(海底光ファイバ):3件(令和元年度) ・補助事業が完了した件数(高度化施設):9件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 携帯電話等エリア整備事業により地理的に条件不利な地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化システムの普及を促進することは、電波の利用に関する不均衡を緩和することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0125</p>
<p>(6)</p>	<p>無線システム普及支援事業(地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援)(平成20年度)</p>	<p>448百万円 (267百万円)</p>	<p>1,646百万円 (993百万円)</p>	<p>3,528百万円</p>	<p>-</p> <p>地上デジタル放送への完全移行は円滑に完了。引き続き、地上デジタル放送への完全移行後の課題に対応するため、必要な環境整備・支援策を実施。具体的には ①新たな難視恒久対策等の相談など、引き続き、デジタル化に関する問合せに対応する地デジコールセンター体制の整備 ②デジタル難視世帯に対する対策の実施等、地デジ受信のための支援策の継続実施 ③低所得世帯へのチューナー等支援等を実施した。 (補助率:①10/10、②1/2、2/3、10/10、③10/10)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・デジタル混信による要難視解消地区数:0地区 ・福島原発避難指示区域の要受信対策世帯数(当該年度における対策残数):0世帯(令和12年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・デジタル混信対策事業の採択件数:1件(令和元年度) ・福島原発避難区域における受信対策事業の採択件数:1件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 外国波等による電波の影響を受ける世帯に対する受信障害対策や、福島県の避難区域解除等により帰還する世帯等が地上デジタル放送視聴環境を整備するための支援等を実施することにより、国民にとって災害情報を含め生活等に必要な情報を入手する手段である地上テレビ放送を視聴するための手段を確保することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0126</p>

<p>(7)</p>	<p>電波遮へい対策事業(トンネル等)(平成11年度)</p>	<p>7,118百万円 (4,322百万円)</p>	<p>7,644百万円 (4,404百万円)</p>	<p>5,559百万円</p>	<p>6</p> <p>電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルや医療施設内において、一般社団法人等が移動通信用中継施設(無線設備、光ケーブル等)を整備する場合、国が当該施設の整備に対して一部を補助するもの(補助率:道路トンネル1/2、鉄道トンネル・医療施設1/3等)。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500m以上の高速道路トンネルにおける整備率:100%(令和2年度) ・500m以上の直轄国道トンネルにおける整備率:95%(令和2年度) ・新幹線路線の対策済みトンネル長(成果実績、達成度は累計):1,105km(令和2年度) ・基幹災害拠点病院(国または公的医療機関が開設した病院に限る)における累計整備率:25%(令和4年度) ・地域災害拠点病院(病床数300床以上かつ地方都市又は過疎地域の二次医療圏における病院に限る)における累計整備率:10%(令和4年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業が完了した件数(トンネル):48件(令和元年度) ・補助事業が完了した件数(医療施設):6件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>鉄道トンネル等の電波が遮へいされる場所や医療施設等の公共施設内において携帯電話等を利用可能とするとは、トンネル等においても非常時等における通信手段が確保されることとなるため、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	<p>0127</p>
<p>(8)</p>	<p>周波数の使用等に関するリテラシーの向上(平成21年度)</p>	<p>265百万円 (202百万円)</p>	<p>280百万円 (212百万円)</p>	<p>262百万円</p>	<p>4</p> <p>(1)電波が人体、医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を、説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問合せ等に対応する。</p> <p>(2)民間ボランティア(電波適正利用推進員)に、地域社会委密着した立場を生かした電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から、電波の公平かつ能率的な利用を確保する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省の相談窓口への相談件数:702件(令和2年度) ・電波の安全性に関する説明会参加者アンケートにおいて、電波の安全性への不安が減少した又は不安ではないと回答した割合:90%(令和2年度) ・電波の安全性に関する電話調査結果において、電波を不安に感じないという回答の割合:75%(令和2年度) ・電波の適正利用について理解したという回答の割合:70%(令和3年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波の安全性に関する説明会の開催回数:45回(令和元年度) ・電波の安全性に関する説明会の参加人数:2,383人(令和元年度) ・電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数:5,017件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>民間ボランティア(電波適正利用推進員)に電波の適正利用に関する周知啓発活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会に密着した立場を生かした活動等が可能となることで、より効率的・効果的に電波の適正利用に関する国民の理解が高まり、電波の公平かつ能率的な利用が確保されるため、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることに寄与する。</p>	<p>0128</p>
<p>(9)</p>	<p>電波資源拡大のための研究開発(平成17年度)</p>	<p>10,903百万円 (10,826百万円)</p>	<p>9,923百万円 (9,777百万円)</p>	<p>12,655百万円</p>	<p>5</p> <p>周波数のひっ迫状況を緩和するため、民間の研究機関等に対して、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術の研究開発を委託する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点 ・外部専門家による終了評価の平均点:21.0点 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発等の実施件数:59件(令和元年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術、高い周波数への移行を促進する技術について、研究開発を実施することにより、周波数のひっ迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応することができることとなるため、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0129</p>

<p>(10)</p>	<p>周波数逼迫対策技術試験事務(平成8年度)</p>	<p>6,205百万円 (5,777百万円)</p>	<p>7,598百万円 (7,125百万円)</p>	<p>7,239百万円</p>	<p>-</p>	<p>周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、民間企業等に対して、試験やその結果の分析等を請負わせる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点 【活動指標(アウトプット)】 ・技術試験事務の実施件数:32件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するための技術試験事務を実施することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0130</p>
<p>(11)</p>	<p>無線技術等の国際標準化のための国際機関等との連絡調整事務(平成21年度)</p>	<p>1,243百万円 (1,107百万円)</p>	<p>1,579百万円 (1,516百万円)</p>	<p>1,540百万円</p>	<p>-</p>	<p>周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するために、民間企業等に対して、国際機関等との調整を請負わせる。また、国際機関での事務手続等に必要な分担金、拠出金等を負担する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による継続評価及び終了評価の平均点:3.5点(令和2年度) ・勧告策定、周波数特定等の標準化が実施された件数:4件(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・連絡調整事務の実施件数:6件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 周波数のひっ迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を策定するための国際標準化連絡調整事務を実施することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0131</p>
<p>(12)</p>	<p>周波数の国際協調利用促進事業(平成29年度)</p>	<p>1,132百万円 (1,106百万円)</p>	<p>669百万円 (631百万円)</p>	<p>1,540百万円</p>	<p>-</p>	<p>我が国の周波数事情に合う周波数利用率の高い技術について、国際的な優位性を持って国際標準として策定されるようにするため、国内外における技術動向等の調査、海外における実証実験、官民ミッションの派遣、技術のユーザーレベルでの人的交流を行い、当該技術の国際的な普及を促進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による評価の平均点:3.5点(令和2年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・調査研究等の実施件数20件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 我が国の周波数事情に合う周波数利用率の高い技術について、国内外における技術動向等の調査、海外における実証実験、官民ミッションの派遣、技術のユーザーレベルでの人的交流を行い、当該技術の国際的な普及を推進し、国際的な周波数の協調利用を図ることにより、我が国の電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	<p>0132</p>
<p>(13)</p>	<p>標準電波による無線局への高精度周波数の提供(平成11年度)</p>	<p>571百万円 (557百万円)</p>	<p>839百万円 (801百万円)</p>	<p>807百万円</p>	<p>-</p>	<p>総務省設置法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の規定に基づき、周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する事務の実施に当たり、標準電波による無線局への高精度周波数の提供を行う。具体的には、国立研究開発法人情報通信研究機構において周波数標準値を設定し、「おたかどや山標準電波送信所(福島県)」及び「はがね山標準電波送信所(佐賀県/福岡県)」から高精度な周波数を長波帯の標準電波として発射する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・周波数安定度: 1.0×10^{-12} 【活動指標(アウトプット)】 ・おたかどや山送信所 発射時間率:2局体制により標準電波送信所の安定した運用を確実に実施し、長波帯標準電波の発射による高精度な周波数等を提供する。:99.1%(令和元年度) ・はがね山送信所 発射時間率:2局体制により標準電波送信所の安定した運用を確実に実施し、長波帯標準電波の発射による高精度な周波数等を提供する。:98.2%(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 標準電波を発射し、高精度周波数の提供を行うことにより、無線局の安定的な運用を可能とすることで、良好な電波利用環境の整備・維持に寄与する。</p>	<p>0133</p>

<p>(14)</p>	<p>無線システム普及支援事業(民放ラジオ聴解消支援事業)(平成26年度)</p>	<p>2,024百万円 (1,544百万円)</p>	<p>1,805百万円 (1,236百万円)</p>	<p>577百万円</p>	<p>-</p>	<p>ラジオ放送において生じている難聴を解消するための必要最小限の空中線電力による中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助する。また、「ワイドFM」の認知向上に向け、各種媒体等を活用し、広報活動を実施する。 補助対象：難聴対策としてのラジオ中継局整備 事業主体：民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等 補助率：①地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3、②都市型難聴 1/2</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・難聴対策としてのラジオ中継局を整備した中継局の整備世帯数:534,814世帯(令和元年度) ・FM補完放送の聴取が可能となった世帯数 【活動指標(アウトプット)】 ・活動実績:ラジオ放送において生じている難聴を解消するための中継局整備の支援局数(補助事業が完了した件数):41局(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 ラジオ放送の難聴について、これを解消するための中継局整備を行う放送事業者等に対して、その整備費用の一部を支援することにより、ラジオの難聴解消を推進することは、災害時における情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が推進されることとなるため、条件不利地域における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0134</p>
<p>(15)</p>	<p>IoT機器等の電波利用システムの適正利用のためのICT人材育成(平成29年度)</p>	<p>267百万円 (245百万円)</p>	<p>326百万円 (309百万円)</p>	<p>173百万円</p>	<p>-</p>	<p>(1)今後、多様な分野・業種において膨大な数のIoT機器の利活用が見込まれる中で、多様なユーザや若者・スタートアップの電波利用に係るリテラシー向上を図ることが不可欠であることから、ユーザ企業等を対象とした地域毎の講習会や体験型セミナー、若者・スタートアップを対象としたハッカソン等の取組を推進し、IoT時代に必要な人材を育成する。 (2)災害時に国民の生命・身体を守る医療・救護活動において、衛星通信等の電波利用システムの普及に伴い、今後の周波数需要の急増が見込まれるため、非常用通信システムの適正な利用に関する講習会等の周知啓発事業を推進し、電波の適正利用に不可欠な知見・技術を有する人材を育成する。 (3)地域ニーズを踏まえた若手ワイヤレス技術実証 地域と密接な繋がりのある高専生からの地域ニーズを踏まえた、電波有効利用に資する独創的なアイデアによる技術実証を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・IoT機器に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合:85%(令和2年度) ・医療・救護活動に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合:60%(令和元年度) ・技術実証の成果報告に対する外部専門家による評価結果:14点(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・IoTリテラシー向上のための講習会等への参加人数:1,303人(令和元年度) ・非常用通信システムの適正な利用に関する講習会等への参加人数:239人(令和元年度) ・高専ワイヤレス技術実証に参加した高専生の人数:49人(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波利用システムは、今後、多様な分野・業種において膨大な数のIoT機器への利活用が見込まれるとともに、医療・救護活動等の非常用通信手段としての普及が進められており、これまで以上に様々な人々が電波を利用することとなる。そのため、これらのシステムにおいて電波の能率的な利用を確保する必要があることから、IoT機器のユーザ等のリテラシーを向上させるための講習・訓練や周知啓発活動等を実施し、IoT時代に求められるICT人材育成に資することを目的とする。</p>	<p>0135</p>
<p>(16)</p>	<p>衛星放送用受信環境整備事業(平成29年度)</p>	<p>40百万円 (37百万円)</p>	<p>2,203百万円 (1,819百万円)</p>	<p>1,101百万円</p>	<p>-</p>	<p>2018年12月から開始された新4K8K衛星放送(左旋円偏波を利用)では、その一部の受信設備から中間周波数(2.2~3.2GHz)の電波が漏洩し、同一周波数帯で既にサービスを実施している他の無線システムへ影響を及ぼすことが懸念されている。視聴者において対応テレビへの切り替えが加速するこの機会を捉え、影響を与えるおそれがある受信設備の改修に係る補助金の交付や中間周波数漏洩対策の必要性の周知啓発、受信設備の高度化検討等を通じて適切な受信環境を整備し、電波の能率的な利用を確保する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・対策済機器の出荷台数:13,000千台(令和3年度) ・漏洩対策完了世帯数:120,000世帯(令和3年度) 【活動指標(アウトプット)】 ・イベント等への出展件数:3件(令和元年度) ・講習会等の実施件数:91件(令和元年度) ・助成金の交付世帯数:15,845世帯(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送(4K・8K実用衛星放送)の開始に伴い、一部の衛星基幹放送の受信設備においては、旧式の設備や不適切な施工により、電波が漏洩しやすいものが存在しており、4K・8K実用衛星放送の開始及びそれ以降のアンテナの取り替えにより電波の漏洩が発生するおそれがあるため、4K・8Kに対応した受信環境整備に向けた支援を行う。</p>	<p>0136</p>

<p>(17)</p>	<p>公衆無線LAN環境整備支援事業(平成29年度)</p>	<p>1,644百万円 (1,318百万円)</p>	<p>1,181百万円 (1,018百万円)</p>	<p>871百万円</p>	<p>-</p> <p>防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)及び、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点(博物館、文化財、自然公園等)における公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。 【補助率】 1/2 財政力指数が0.8以下又は条件不利地域の都道府県、市町村、第三セクター 2/3 財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備済箇所数:30,000箇所(令和3年度) ・防災拠点等におけるWi-Fi環境の新規整備箇所数:4,000箇所(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・公衆無線LAN環境整備支援事業による新規整備箇所数:815箇所(令和元年度) ・情報交換会・補助金説明会の開催:4回(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を行うことは、災害時に、携帯電話等が輻輳のために利用できない場合であっても、必要な情報伝達手段を確保することとなるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0137</p>
<p>(18)</p>	<p>異システム間の周波数共用技術の高度化(令和元年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>2,008百万円 (1,741百万円)</p>	<p>3,259百万円</p>	<p>-</p> <p>2020年以降のIoTや5G等の普及に向けて、新たな電波利用ニーズに対応した周波数を確保するためには、異なる無線システム間の周波数共用など、電波有効利用を一層推進することが重要である。このため、5Gの追加割当てが想定される周波数等を対象に、既存無線システムとの稠密な周波数共用を可能とするデータベース等を活用した自律的(ダイナミック)な周波数共用・干渉回避技術の開発等を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・周波数共用システムの適用周波数帯の検証数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 自律的(ダイナミック)な周波数共用・干渉回避技術を開発することで、既存無線システムとの稠密な周波数共用が可能となるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	<p>0138</p>
<p>(19)</p>	<p>公共安全LTEの実現のための安定性・信頼性向上に向けた技術的検討(令和元年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>310百万円 (308百万円)</p>	<p>1,199百万円</p>	<p>-</p> <p>電波の有効利用方策の一つとなる、関係府省等が共同で利用できる公共安全LTEの実現に向け、迅速な通信エリアの補完・拡大に資する技術の検討を実施するとともに、公共安全LTEサービスを提供するために具備すべき機能や満たすべき仕様を策定するため、公共安全LTE模擬環境を構築し必要な技術及び動作の検証を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・技術的課題検証数:3件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 公共安全機関が共同で利用する公共安全LTEは周波数の有効利用に資するものであり、その実現に向け必要な技術検証を行う本取組は、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与するものである。</p>	<p>0139</p>
<p>(20)</p>	<p>電波伝搬の観測・分析等の推進(令和元年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>1,498百万円 (1,425百万円)</p>	<p>1,498百万円</p>	<p>-</p> <p>総務省設置法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の規定に基づき、電波伝搬の間断なく観測・分析し伝搬異常の把握や予測を行い、宇宙天気関連業務の継続的かつ適切な運用、及び高度化を行う。具体的には、国立研究開発法人情報通信研究機構において、以下を実施。 1. 宇宙天気予報業務(休日を含め24時間有人運用) 2. 電波の伝わり方についての観測技術等の高度化(①グローバルな電波の伝わり方の観測技術等の確立、②ローカルな電波の伝わり方の観測技術等の確立、③電波の伝わり方に係る情報伝送処理基盤等の維持管理・運用)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・適時に予報等を送信:98%</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・土日・祝日を含めて、1日1回以上必要な予報等の送信を行った日数:306日(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波の伝搬状況を間断なく観測・分析し、伝搬異常の把握や予測等を行い、我が国の社会・経済活動に不可欠な通信・放送システム等の安定的な運用を確保することで、良好な電波利用環境の整備・維持に寄与する。</p>	<p>140</p>

<p>(21)</p>	<p>無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)(令和元年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>2,931百万円 (2,541百万円)</p>	<p>60,767百万円</p>	<p>7</p>	<p>条件不利地域において、電気通信事業者等が高速・大容量無線局の前提となる伝送路設備(光ファイバ)やそれに伴う局舎内設備を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助する。 (補正予算においては、条件不利地域以外の地域にも特例的に拡大して補助を行う。)</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・光ファイバ未整備世帯数:18万世帯(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・高度無線環境整備推進事業による整備世帯数:36,115世帯(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業は、特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保することを目的として、効率的な無線通信を利用することが困難な地域において、当該無線通信の用に供する無線局の開設に必要な光ファイバの整備を支援するものである。光ファイバの整備に関しては、「ICTインフラ地域展開マスタープラン2.0」(令和2年7月公表)において2021年度末までに未整備世帯数を約18万世帯に減少させることが目標とされたことから、指標として設定。</p>	<p>0141</p>
<p>(22)</p>	<p>無線システム普及支援事業(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)(令和元年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>227百万円 (39百万円)</p>	<p>236百万円</p>	<p>-</p>	<p>大規模災害時における中継局等からの放送継続のため、テレビやラジオの中継局等の耐災害性強化等のための費用の一部を補助 事業主体:地上基幹放送事業者等、地方公共団体等 補助対象:①停電対策、②予備設備の整備 補助率 ア:地上基幹放送事業者等 1/3 イ:地方公共団体等 1/2</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・本事業により対策された中継局等の「重大事故」の発生日数(自然災害に起因するものであって、本事業による対策で防止可能な重大事故の発生に限る):0件(令和3年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・補助事業の実施局数:11件(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 テレビやラジオの中継局等の耐災害性強化のための整備を行う放送事業者等に対して、その整備費用の一部を支援することにより、大規模な自然災害時においても現用の中継局等からの放送を継続させることが可能となるため、電波の適正かつ能率的な利用の推進に資する。</p>	<p>0142</p>
<p>(23)</p>	<p>IoTの安心・安全かつ適正な利用環境の構築(令和元年度)</p>	<p>-百万円 (-百万円)</p>	<p>1,459百万円 (1,284百万円)</p>	<p>1,464百万円</p>	<p>-</p>	<p>① 国内のインターネットに直接接続されたIoT機器を調査しサイバー攻撃に悪用される脆弱な状態にあるIoT機器の利用者に注意喚起を行うプロジェクト「NOTICE」を実施する。 ② 我が国の次世代の通信を担う基盤である5G(第5世代移動通信システム)について、サプライチェーンリスク対策を含め、各構成要素におけるセキュリティを、総合的かつ継続的に担保する仕組みを整備する。 ③ 地域におけるセキュリティ対策強化のため、(ア)地域のIoTシステムのセキュリティ要件等のガイドライン化、(イ)地域のIoTセキュリティ人材を育成するための取組、及び(ウ)公衆無線LANのセキュリティ対策に関する周知啓発等を実施する。 ④ IoTサービスの適正な運用、整備等のため、多様な電波伝搬状況における電波の適正な利用に係るガイドライン等の策定を実施する。 ⑤ IPv6導入のボトルネックとなっているシステム・アプリケーション側のIPv6化を推進するため、特にIPv6化の知見が不足している大学・中小企業等の情報システムのIPv6化に係る調査・実証を通じて導入ガイドライン等を策定し、IPv6化の環境整備を推進する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・NOTICEサポートセンターホームページへの年間アクセス数:24,000件(令和5年度) ・公衆無線LANの脅威への対策の実施を行っているという回答の割合:50%(令和5年度) ・策定する5Gネットワークのセキュリティに関するガイドラインの掲載ページへの年間アクセス数:3,000件(令和5年度) ・我が国からのIPv6によるアクセス割合:45%(令和5年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・NOTICEへの参加インターネットプロバイダ数:50者(令和元年度) ・公衆無線LANのセキュリティ対策に係る周知啓発コンテンツの利用者数:34,913人(令和元年度) ・策定する5Gネットワークのセキュリティに関するガイドラインの説明回数 ・情報システムのIPv6化標準仕様書等認知率(全高等教育機関のうち、情報システム担当者に本事業の成果である標準仕様書等が認知された割合) ・IPv6導入促進のための講習会開催回数(令和2年度より実施予定)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 電波を使用するIoT機器が急増し多様化するともに、それらに対するサイバー攻撃の脅威が増大していることから、IoTに係る様々なセキュリティ対策の強化やIoTの適正な利用環境の構築に向けたリテラシーの向上を図ることで、電波の適正な利用を確保する。</p>	<p>0143</p>

(24)	5G導入に向けた電波の利用状況調査(令和元年度)	-	769百万円 (497百万円)	818百万円	<p>第5世代移動通信システム(5G)等と既存無線システムとの高度な周波数共用可能性等に資するための調査として、既存無線システムの詳細な利用実態等について無線局の免許人に対し書面にて調査を実施・とりまとめに要する支援作業について外部に請け負わせるとともに、既存無線システムの時間的な電波の発射状況及び空間的な電波の到来状況等の調査のため、時間的な電波の発射状況調査を行うための受信設備の置局場所の選定(地権者等との調整等を含む)等並びに無線局ごとの空間的な電波の到来状況を測定するためのポイント選定及び選定したポイントにおける実測等を外部に請け負わせるもの。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査実施電波利用システム数:12システム(令和元年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 第5世代移動通信システム(5G)等の新たな無線システムと既存無線システムとの時間的・空間的に高度な周波数共用の可能性の検討等のため、既存無線システムの詳細な利用実態等を調査、評価することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	0144
(25)	仮想空間における電波模擬システム技術の高度化(令和2年度)	-	-	3,006百万円	<p>今後、Beyond 5Gや自動走行、ドローン自律運転等の利用が想定される中、実試験での検討に要する期間や費用の圧縮や、実環境では困難な大規模・複雑な検証を実施することを可能とするため、無線システムの周波数帯・通信方式等を大規模かつ高精度で模擬可能な電波模擬システム(電波エミュレータ)の実現に向けた研究開発等を行う。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点(令和5年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・模擬可能な無線システム(ユースケース)数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 多様な無線システムを大規模かつ高精度で模擬可能な電波模擬システムを実現することで、実試験での検討に要する期間や費用の圧縮や、実環境では困難な大規模・複雑な検証を行うことが可能となり、電波の適正かつ能率的な利用を推進することに寄与する。</p>	新02-0020
(26)	課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証(令和2年度)	-	-	3,618百万円	<p>地域課題解決に資するローカル5G等の実現に向けて、5Gの「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特長と、都市部、ルーラル、屋内等の試験環境の異なる地域や、複数の周波数を組み合わせ、様々な利活用シーンで地域のニーズを踏まえた開発実証を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による継続評価及び終了評価の平均点:7割/満点(令和4年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・ローカル5G等実現に向けた実証件数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 様々な利活用シーンでの開発実証を通じ、ローカル5Gに係る技術基準(電波の質、通信品質、制御方式等)を定めるための技術検討を実施することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	新02-0021
(27)	電波の利用状況調査・公表(令和2年度)	-	-	346百万円	<p>電波の利用状況調査について、調査の集計・分析、評価に必要な支援作業に加え、令和2年度より、更なる電波の有効利用に結びつけるため、周波数の移行や共用などの対象となり得る無線システムに対する重点調査や電波の発射状況調査の実施とともに、調査対象システムの調査事項や測定方法、調査を踏まえた評価方法等に係る検討支援を外部に請け負わせる。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・調査実施無線システム数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 技術の進歩に応じた電波の最適な利用の実現に当たり必要な周波数の再配分等に資するため、既存無線システムに係る電波の利用状況を調査、評価することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用の推進に寄与する。</p>	新02-0022

(28)	可搬型の同報系防災行政無線の導入に向けた技術的条件に関する調査検討(令和2年度)	-	-	100百万円	-	<p>地域住民に必要な情報を確実に伝達する手段として、既設の同報系防災行政無線の中継局が停止した場合等に備えた、可搬型同報無線の迅速な導入に必要な、既設の同報系防災行政無線との周波数の共用条件や、既設の戸別受信機との一体的な運用を可能とする条件等について検討を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 ・外部専門家による終了評価の平均点:3.5点(令和2年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・技術的課題検証数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 既設の同報系防災行政無線と周波数を共用しつつ、また、既設の戸別受信機との一体的な運用も確保可能な可搬型同報無線の技術的条件の策定に向けた検討を実施することにより、電波の有効利用を促進し、電波の適正かつ能率的な利用に寄与する。</p>	新02-0023	
(29)	電波法(昭和25年度)	-	-	-	1~7	<p>電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する。 当該法律に基づき、電波監視等電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。</p>		
政策の予算額・執行額		57,111百万円 (50,452百万円)	75,243百万円 (64,265百万円)	126,909百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	令和2年7月17日	第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 IV 社会基盤の整備 1 5Gを軸とした協業促進によるインフラ再構築 等
						成長戦略フォローアップ	令和2年7月17日	3. デジタル市場への対応 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)5Gの早期全国展開、ポスト5Gの推進、いわゆる6G(ビヨンド5G)の推進 等

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。